

「kintone 版生活保護業務アプリ開発業務に係るプロポーザル参加者募集について」に係る公募型プロポーザルに関する質問及び回答

NO.	質問（質問表より転写）	回答
1	<p>仕様書第 2-4(8) 伴走支援サービス 別システムとの連携について 本業務においては別システムとのデータ連携について、現在、本市にて使用されているシステムの製品名等をご教示いただけますでしょうか。 あわせて、CSV 形式によるデータ連携が可能かどうかについてもお伺いできますでしょうか。</p>	<p>現在、本市において使用しているシステムは NEC の「自治体業務システム GPRIME」です。また、CSV 形式によるデータ連携は可能です。</p>
2	<p>仕様書第 2-4(8) 伴走支援サービス 伴走支援の対象範囲について 伴走支援サービスにつきましては、仕様書に記載されている生保アプリ以外のアプリについて、新規作成や既存アプリの改修等に関わる支援も想定されておりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>仕様書第 3-6(6) 障害対応 障害発生時の現地対応時間について 仕様書に記載の「原則として 3 時間以内の現地到着」につきましては、夜間・休日においても同様の対応が求められる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 生保アプリについては、主に本庁及び福祉事務所の開庁時間に使用しますが、もし開庁時間外に障害が発生した場合、開庁時間までに障害が復旧せず生保アプリが使用できなくなると業務に重大な支障が生じるため、障害発生時には復旧に向けて速やかに必要な措置を取っていただく必要があります。</p>
4	<p>仕様書第 6 保守要件 「障害」の定義について 仕様書に記載されている「障害」の範囲について確認させてください。 例えば、利用者（入力者）が電子申請用フォームを送信する際に発生した個別の不具合やエラー対応も、「障害対応」に含まれますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 「障害」の範囲には、全体的なシステム障害だけでなく、個別の不具合（インシデント）も含まれます。 もし個別の不具合が発生した場合は、速やかに調査を行い、障害の影響範囲や障害箇所について切り分けを行い、迅速な復旧と根本原因の除去を行っていただく必要があります。</p>
5	<p>募集要項 4(3) 情報セキュリティ認証（ISMS）について 募集要項に記載の情報セキュリティ要件につきましては、事業者（会社）として ISMS 認証を保有していれば要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>会社単位（全部門）で ISMS 認証を保有している場合は要件を満たします。 なお、部署単位で ISMS 認証を保有している場合は、本業務に関する作業（運用作業も含む）を一貫して ISMS 認証を受けた部署が行う（認証を受けていない他部署で作業が行われない）場合であれば要件を満たします。</p>